

千葉県中小企業団体中央会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、別添のとおり令和3年3月22日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。

については、排出事業者におかれましては、下記の「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に改めて御留意いただき、緊急事態宣言の終了後も、引き続き廃棄物の適正処理に御協力くださいますよう、貴下会員への周知をお願いします。

記

- ①「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

- ②「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

- ③新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

- ④廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

- ⑤新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話：043-223-2757